

富士市富士・愛鷹山麓地域森林促進事業協力金交付要領

令和 4 年 4 月 1 日
富士市環境部環境総務課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富士・愛鷹山麓地域内における森林機能の保全を図るため、植林を実施することへの協力金（以下「協力金」という。）の交付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（令和 2 年富士市条例第 37 号）及び富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例施行規則（令和 3 年富士市規則第 12 号。以下「規則」という。）及び富士市富士・愛鷹山麓地域森林促進事業補助金交付要領（以下「補助金交付要領」という。）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第 3 条 森林促進事業における植林は、補助金交付要領第 3 条に定めるものとする。

(交付の対象者)

第 4 条 協力金の交付の対象者は、規則第 3 条に定める優良事業者と植林に関する業務を契約した地権者とする。

(事業の規模)

第 5 条 事業を実施する 1 施行地の面積が 500 平方メートル以上とする。

(協力金の額)

第 6 条 協力金の額は、次の各号のいずれかに該当する額とする。

- (1) 補助金交付要領第 3 条第 1 項第 1 号に該当する針葉樹を植林する場合 森林促進事業を実施する面積に 1 平方メートル当たり 100 円を乗じた額
- (2) 補助金交付要領第 3 条第 1 項第 1 号に該当する広葉樹を植林する場合 森林促進事業を実施する面積に 1 平方メートル当たり 120 円を乗じた額
- (3) 補助金交付要領第 3 条第 1 項第 2 号に該当する場合 森林促進事業を実施する面積に 1 平方メートル当たり 20 円を乗じた額

(協力金の交付申請)

第7条 地権者は、森林促進事業協力金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 口座振替(登録)申請書
- (2) 運転免許証、旅券その他地権者を確認できる書類の写し

2 前項に規定する申請書は、補助金交付要領第7条に規定する森林促進事業計画書と同時に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、協力金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付要領第8条に基づく森林促進事業計画が承認されており、適当と認めるものについては、交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、森林促進事業協力金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(協力金の交付に当たって付すべき条件)

第9条 森林促進事業の着手後以降で、完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該事業の施行地を森林以外の用途に転用(事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他交付目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた協力金相当額を返還するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

森林促進事業協力金交付申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあっては、その主たる
事 務 所 の 所 在 地）

申請者 氏 名（法人にあっては、その名称
及 び 代 表 者 の 氏 名）

電話番号

富士市富士・愛鷹山麓地域森林促進事業協力金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

協 力 金 交 付 申 請 額	円
実 施 内 容	
事 業 実 施 場 所	
事 業 実 施 面 積	

第2号様式（第8条関係）

森林促進事業協力金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市富士・愛鷹山麓地域森林促進事業に対する協力金について、次の条件を付して交付することに決定したので通知します。

交付決定額	円
交付の条件	